

町内小中学校保護者様

有田町教育委員会
教育長 栗山 昇
有田町立大山小学校
校長 佐伯 美和

重要

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内でも感染者数はなかなか減少せず、厳しい感染状況が続いています。

さて、ニュース等でご存知の方も多いかと思いますが、陽性者の療養期間について見直しが図られています。国からの通達を踏まえ、今後、有田町内学校におきましても以下のように対応していくこととなりました。また、現在、自宅療養中の方につきましても適用されますので御確認をお願いします。

<見直しのポイント>

【有症状又は無症状患者の療養期間等について】

	変更前の待機期間	変更後の待機期間
<p>【有症状患者】</p> <p>発熱等の症状がある(あった)方</p>	<p>10日間 (11日目に解除)</p>	<p style="background-color: yellow; text-align: center;">7日間 (8日目に解除)</p> <p><u>※症状軽快後 24時間経過していること。</u></p> <p><u>※10日間が経過するまでは、感染リスクが残存します。検温などの健康観察等の徹底が必要です。</u></p>
<p>【無症状患者】</p> <p>発熱等の症状がなかった方</p>	<p>7日間 (8日目に解除)</p>	<p>7日間 (8日目に解除)</p> <p>⇒従来から変更ありません。</p> <p>※無症状患者が検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目に解除が可能になります。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存します。検温などの健康観察等の徹底が必要です。</p>

※発症した日(陽性が判明した日)を0日として、そこから7日間の待機となります。ただし、症状が収まってから24時間以上が経過している必要があります。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症または陽性判明	▶ 登校可能

なお、療養期間の見直しは行われましたが、まだまだ収束に向かっているとは言えない状況です。御家庭におかれましては、朝の検温や手指消毒、生活リズムの安定等、引き続きお子様の健康管理や感染拡大予防にご協力いただきますようお願いいたします。